

政府間機関に関する情報 OA	アフリカ知的財産機関 (OAPI) 一般情報	附属書 B 2 OA
政府間機関の名称	African Intellectual Property Organization (OAPI) (アフリカ知的所有権機関)	
所在地	Place de la Préfecture, Yaoundé, Cameroon	
郵便のあて名	B.P. 887, Yaoundé, Cameroon	
電話番号 ファクシミリ装置	(237-2) 220 39 11, 20 57 00 (237-2) 220 18 44, 20 57 27	
電子メール インターネット	oapi@oapi.int www.oapi.int	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が委任状又は明細書、請求の範囲若しくは図面の差替用紙の場合は、送付の日から2箇月以内に提出	
	優先権に関する書類（優先権の譲渡証及び、PCT規則17.1(c)が適用される場合にのみ、優先権書類）については、国内段階へ移行した日から6箇月以内に提出	
	他の書類の場合は提出の義務はない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
右の各国の国民及び居住者のための管轄受理官庁	ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ：出願人の選択により、アフリカ知的所有権機関(OAPI) 又はWIPO国際事務局(附属書C参照)	
少なくとも上記の国の1つが指定（又は選択）されている場合のOAPI特許の付与のための管轄指定（又は選択）官庁	アフリカ知的所有権機関(OAPI)(国内段階参照)	

[次頁に続く]

OA

**アフリカ知的財産権機関
(OAPI) (続き)**

OA

取得可能な保護の種類	OAPI特許, OAPI追加証, OAPI実用新案
国際型調査に関するOAPIの規定	なし
国際公開に基づく仮保護	なし
OAPIが指定（又は選択）官庁である場合の利益に関する情報	
OAPIが指定（又は選択）官庁である場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	発明者が自己の氏名（名称）が掲載される権利を書面で放棄していない限り、願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報が願書中に記載されていない場合、管轄官庁は命令で定める期間内に条件を満たし手数料を支払うよう出願人に求める。いずれの場合にも、要求される補充がされる前に特許が付与されることはない。
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	なし